平成２２年（フ）第９０６８号
大阪市此花区島屋６丁目２番14―1603号
債務者　池畑　恵美（旧姓天野）
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０６９号
大阪市淀川区加島１丁目31番３―507号
債務者　池畑　健太
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１３０号
大阪府茨木市南安威１丁目２番37号の７
債務者　藤　勝太郎
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３５９号
大阪府茨木市島４丁目５番10号
債務者　山本久美子（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６３５号
大阪市都島区都島中通３丁目５番13―901号
債務者　小谷　　隆
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８１０号
大阪府東大阪市稲田新町２丁目19番２―302号
債務者　加藤　健治
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８８２号
大阪市天王寺区空堀町２番６―406号
債務者　斉藤良子こと　崔　　此連
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８８５号
大阪市城東区鴫野西５丁目３番３―402号
債務者　岡﨑　　亮
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８８９号
大阪市中央区久太郎町２―３―８―504、住民票上の住所兵庫県尼崎市元浜町２丁目108番地　南武荘
債務者　越本　尚彦
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９０５号
大阪市城東区古市２丁目５番15―101号
債務者　井原多津子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９１８号
大阪市西区本田１―６―19―604、住民票上の住所堺市美原区青南台２丁目７番５号
債務者　保田　健吾
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６号
大阪府八尾市曙川東４丁目27番地
債務者　増山　俊郎
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２号
大阪府吹田市五月が丘北３番15―403号
債務者　坂口　弘子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８号
大阪市北区豊崎７丁目５番１―503号
債務者　西野美智子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４４号
大阪府守口市佐太東町１丁目43番17号
債務者　宮本電化サービスこと　宮本　武夫
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３２号
大阪市阿倍野区阪南町３丁目18番27―407号
債務者　滝川　敦雄
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８４号
大阪府枚方市長尾元町５丁目15番６―901号
債務者　小林　修一
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８６号
大阪府吹田市青山台１丁目３番Ｃ56―105号
債務者　西田　信子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部